

伊丹市緊急通報システム事業実施要綱

(目的)

第1条 緊急通報システム事業（以下「事業」という。）は、在宅のひとり暮らし高齢者及び身体障害者等に対し、無線発報機を備えた機器（以下「機器」という）を貸与することにより、家庭内において急病や事故等における緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、伊丹市とする。

(事業)

第3条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者宅に無線発報機，受信機及び自動通報機器を設置すること。
- (2) 通報を24時間監視し，緊急通報時にあらかじめ決められた対応を行う監視センターを設置すること。
- (3) 利用者の緊急時に迅速に発信者宅に出向き，状況等を確認し，必要な措置をとることができる近隣協力員を1利用者につき2名以上確保すること（ただし、利用にあたっては3名の確保に努めるものとする）。
- (4) 緊急時の救援等のため，社会福祉協議会，消防署，地域包括支援センター，医療機関，老人福祉施設，民生委員，近隣協力員等による連携システムを確立すること。

(対象者)

第4条 事業の利用対象者は，市内に在住する次の者とする。

- (1) 65歳以上のひとり暮らし老人及び寝たきり老人又はこれに準ずる者を抱える高齢者のみの世帯
- (2) 重度身体障害者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(利用者の決定)

第5条 事業を利用しようとする者は，市長の利用決定を受けなければならない。

(実費負担)

第6条 機器の貸与に係る利用料は、別表のとおりとする。

2 市長は、特に必要と認める場合は、前項の利用料の一部又は全部を免除することができる。

(利用者の負担)

第7条 利用者は、機器の使用に必要な電気料及び電話の通話料を負担しなければならない。

(監視センター)

第8条 24時間体制の監視センターは、伊丹産業株式会社内に設置し、運営する。

(事業の委託)

第9条 市長は、必要と認めるときは、利用者の決定を除き、この事業を社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会に委託することができる。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

(伊丹市緊急通報システム事業実施要綱の廃止)

2 伊丹市緊急通報システム事業実施要綱(昭和63年9月1日施行)は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別 表

利用世帯の階層	利用者負担額（月額）
生活保護法による被保護世帯及び生計中心者が前年所得税非課税世帯	無料
生計中心者の前年所得税課税世帯	500円